

# 難民問題

平成 28 年 1 月 14 日

## 1 難民問題の歴史と難民条約

第一次世界大戦後、ロシア革命やトルコ帝国の崩壊などによる政治的・社会的な構造の変化に伴って新たな体制になじめずに外国へ逃れた人々、いわゆる「難民」の問題が国際社会の注目を集めるようになりました。

第二次世界大戦によってさらに深刻化した「難民」問題に対処するため、1950 年 12 月に採択された国連総会決議に基づき、26 カ国の代表からなる全権会議がジュネーブで開催され、1951 年 7 月、「難民の地位に関する条約」が採択されました。また、1967 年にはこの条約を補足する「難民の地位に関する議定書」が採択されました。この条約と議定書をあわせて、一般に「難民条約」と呼ばれています。難民条約は、現在も難民の国際的保護の基礎としての役割を担っています。

## 2 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の設置とその役割

(1) 第二次世界大戦前にも、国際連盟の下、ロシア難民・ユダヤ人難民等に対処するための国際機関が存在しましたが、これらの機関の活動は地域的・人種的・時間的に限定されていました。第二次世界大戦後、より大量かつ広範な地域での難民の発生を受け、「難民」問題に普遍的に対処することのできる初めての国際機関として、1950 年、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が設置されました（パレスチナ難民については、[国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）](#)が救済活動を行っています）。

(2) UNHCR の主な役割は以下の通りです。

- （ア）難民条約の各国による締結・加入を促進し、各国によるその適用を監督する。政府と協定を結び、難民の状態を改善し保護を必要とする人々の人数を減らす為の措置をとる。
- （イ）難民の自発的帰還、または新国家社会内での同化を促進する為の政府または民間団体の活動を援助する。

## 3 今日における難民問題

以上のような取り組みは、当初第二次世界大戦によって発生した難民を念頭においたものでしたが、その後も難民問題は遙かに大規模かつ広範な地域で発生し続けました。特に 1990 年代の地域紛争により発生したクルド難民、ルワンダ難民、コソヴォ難民、東ティモール難民等の問題については、国際社会の取り組みの必要性が強く認識されました。

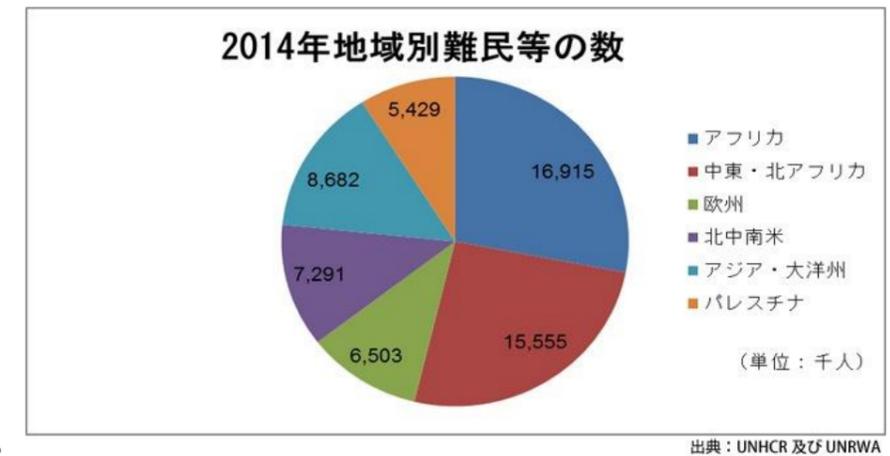
紛争や迫害により居住地を追われ国外に追われた人々は、難民条約上の難民として国際社会の庇護を受けることができます。一方、同様に居住地を追われながらも、国境を越えることなく避難生活を余儀なくされる人々は国内避難民（IDP : Internally Displaced Persons）と呼ばれ、国家主権の壁によって国際機関からの直接の保護・支援が届きにくい状況にあります。とりわけ、シリア、コロンビア、イラク、において多くの IDP が発生しています。UNHCR、UNRWA によれば、現在、世界各地に約 6000 万人の難民等が存在するといわれています。特に、パレスチナ、シリア、イラク、アフガニスタン等の中東及びコンゴ民、南スーダン、スーダン、ソマリア等のアフリカが難民等の主要発生国、地域となっています。また、2015 年夏以降の欧州への難民流入は、国際社会喫緊の課題となっています。

## 世界の難民数の推移

(UNHCR 及び UNRWA の保護や支援の対象となっている難民等の数)



## 地域別難民数



(注) 難民等とは、UNHCR が保護対象とする難民、国内避難民、無国籍者、庇護申請者等及び UNRWA に登録されたパレスチナ難民数を指す。

## 4 国際機関を通じた支援

世界各地で人道支援活動を行っている国際機関に対し、日本は積極的に貢献をしています。

- [我が国の主要な難民等支援国際機関に対する援助](#)

出典：外務省ホームページ「難民問題」より山添拓事務所作成

## 第2章 難民認定の手續

難民の認定という手續は、我が国が前章でみたような内容をもつ難民条約に加入したことにより、難民に対して同条約に定める各種の保護措置を与える前提として、個々の外国人が難民であるかどうか明確になっていなければならない、という必要が生じたため設けられたものである。ところで、この難民であるかどうかの認定をどのようなかたちで行うかという問題は、同条約で具体的に定められているわけではなく、各当事国が自由に判断して決定すべき性格のものであるが、我が国においては、

- (イ) 難民の認定は、個々の保護措置を与える所管の行政庁がそれぞれ行うこととすれば国の判断が行政機関によって異なり得るといふ短所があるので、特定の行政機関が統一的に行うことが望ましい。
- (ロ) 特定の行政機関に統一的に難民の認定を行わせるとした場合、そのために独立の認定機関を新たに設置することは、行財政事情から困難であり、既存の行政機関に担当させるのが適当である。
- (ハ) 既存の行政機関のなかでは、難民も外国人であることから、出入国管理行政を所管する法務省入国管理局に難民認定を担当させるのが最も妥当である。

との考え方（昭和56年3月13日の閣議了解）から、出入国管理令を改正して以下にみるような難民の認定に関する制度が設けられることとなった。

### 第1節 難民認定の申請

#### 1 申請権者

「本邦にある外国人」（法第61条の2第1項）は、法務大臣に対して難民の認定の申請をすることができる。

まず、「本邦にある外国人」でなければ、難民認定の申請はできない。つまり、外国にいる者は我が国の難民認定を受けることはできないわけである。

## は し が き

出入国管理及び難民認定法の研修教材としては、既に「出入国管理及び難民認定法Ⅰ」と「出入国管理及び難民認定法Ⅱ」が作成されているが、このたび、難民認定に関する部分を研修第三部教官田中信也がとりまとめて本書を作成した。活用を望みたい。

昭和58年3月

法務総合研究所

これは、既にみたとおり、難民条約が保護の対象としているのは各当事国の国内にいる難民であり、国外にいる難民に対する保護の提供までが条約上の要請になっているわけではない、ということの当然の帰結である。

つぎに、本邦にいる外国人であれば、その合法・非合法は問わず、物理的に我が国にいる外国人でさえあれば、それは「本邦にある外国人」である。難民としての要件を備えた外国人であれば、その国内にあるかたちの合法・非合法を問わずに保護を及ぼすことが、条約の趣旨に適用からである。

## 2 申請手続一立証資料の提出

難民認定の申請は、法務省令で定める手続によって行われなければならないが、難民に該当することを立証する資料（施行規則55条1項）の提出などが必要である。

これは、難民であることの挙証責任は申請者が負うということであり、「その提出した資料に基づき」（法第61条の2第1項）とはその意味である。申請者は、この規定により、陳述をはじめ難民該当性を立証する証拠を提出しなければならない。しかし、申請者の立証が十分でない場合については、難民の認定を適正に行うために、若干の配慮が必要である。すなわち、本人の立証が十分でないからといって直ちに難民の認定をしないこととしたのでは、難民条約の期待に違背する結果となるおそれがあるからである。後にみる難民調査官の事実調査に関する規定などは、こうした意味合いから設けられたものとも考えることもできる。したがって、難民該当性の挙証責任が申請者にあるということは、あまり機械的に理解されてはならず、法第61条の2の3の規定に従って、申請者の陳述等の裏付け調査などを行い、また、必要に応じて当事者に再度の弁明、新たな証拠の提出等の機会を与えることなどが必要となろう。結局のところ、申請者の立証が十分でないという理由で難民の認定を拒否することとなるのは、合理的な調査を十分に尽くしたうえで、それでも難民該当性が判然としないような場合をいうものと解される。

なお、当然のことながら、法及び施行規則の定めに従って提出された難民認定の申請は、立証資料が十分でないなどといった理由で受理を拒むことはできない。立証が十分か否かといったことは、申請が受理された後に検討す

べき事項だからである。そもそも、難民認定の申請を提出するような外国人は、一般の外国人とは非常に異った境遇にあるわけだから、本国又は常居所のある国との連絡が極めて難しく、そうした国の政府による何かの事実の証明等がまず期待できない筈であるし、本国や常居所国を離れるにあたって将来の何れかの国における難民認定申請手続に備える余裕もないものと考えられるので、難民認定の申請がなされる場合の申請者による資料の提出をあまり厳格に考えることは、難民の認定という制度の性格になじまないものというべきであろう。

## 3 申請期間

難民認定の申請は、その者が本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から60日以内に行わなければならない（法第61条の2第2項）。

申請期間は、原則として、庇護を求めて本邦に入った者の場合は上陸した日から60日以内、本邦にある間に難民となる事由が生じた者の場合にはその事実を知った日から60日以内である。迫害から逃れて我が国に庇護を求める者は、速やかにその旨を申し出るべきであり、それは難民の認定を公正に行うためにも必要なことである。こうした意味において、申請期間はできるだけ短いほうが望ましいような面もあるわけであるが、だからといって難民の保護という本来の目的を忘れた結果になるようなことのないよう配慮する必要もある。この60日という申請期間は、我が国の地理的、社会的実情からみて、入国管理官署に出頭して申請するための十分な期間であると考えられたのである。なお、既に述べたとおり、難民認定の申請を行う外国人の本邦でのありかたは合法・非合法を問わないから、ここにいう「上陸」とか「本邦にある」とは、いわゆる不法入国、不法上陸、不法残留などすべてを含む。ただし、具体的案件について上陸日から60日又は事実を知った日から60日の何れの期間を適用すればよいかは、条文の解釈としてはいろいろな考え方がありえようが、申請者の意思又は認識を基準にして、入国・上陸の時点で既に我が国の庇護を求める意思があったという場合には上陸日から60日、入国・上陸の時点ではそうした意思はなかったが、我が国にいる間

に我が国の庇護を望むようになったという場合には事実を知った日から60日、というふうに区別するのが適当であろう。こう解することにより、難民としての認定を受けることを希望する外国人からの申請がより広い範囲で可能になるものと考えられ、それが難民条約の趣旨に沿うものであろうと思われるからである。

難民認定の申請は60日以内になされることが原則であるが、やむを得ない事情によりこの期間内に申請できなかった場合は、60日経過後でも申請をすることができる(法第61条の2第2項ただし書)。「やむをえない事情」としては、天災・事故等申請者の責に帰すことができない事由によるものと認められる場合、疾病等のため申請に出頭することができないか又は難民となる事由が生じたことを知りえない状況にあったと認められる場合(老幼・身体の故障等により十分に事理を弁識できない状況又は刑務所等矯正施設に収容されていた場合も含まれる)、その他真にやむを得ない事情があると認められる場合(例えば、第三国に定住するため入国申請中であつたが、当該国から入国を認められなかったため、60日の期間を経過して申請に及んだ場合なども含まれる)である(難民認定事務取扱要領第2章第5の2)。このように、60日の期間が経過した後の申請についても、相当広い範囲で柔軟にそれが受理されるような取扱がとられることになっている。

つぎに「難民となる事由」とは、難民条約第1条に定めるような迫害を受けるおそれが生じることとなるような事件又は事実をいい、典型的な例としては、本邦に滞在中に本国で革命・政変が生じた結果、本国へ戻れば迫害を受ける蓋然性ができたような場合が考えられる。

## 第2節 法務大臣の認定

### 1 認定の権限

法務大臣は、本邦にある外国人から申請があつたときは、その提出した資料に基づき、難民である旨の認定を行うことができる(法第61条の2第1項)。

これは、法務大臣が難民の認定を行う権限を有することを明らかにしたも

のであるが、この結果、難民の保護に関しては、各行政庁は法務大臣のこの認定に従うことになる。難民の認定とはこの難民であることを有権的に確定する行為をいい、前述の閣議了解(23頁)を受けた規定である。

ここで注意を要するのは、法務大臣の認定行為の法的な性格である。入管法では、「法務大臣は、……その者が難民である旨の認定を行うことができる」と規定され、また、難民とは「難民条約第1条の規定又は難民議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう」と定義されているが、こうした意味における難民にあたるという法務大臣の認定行為は、どれほどの裁量性を帯びるものと理解されればよいのだろうか。「できる」との表現を素朴に読めば、認定をするかしないかについて法務大臣がかなり自由に裁量できるものと解することもできよう。また、難民条約第1条の難民の定義も、結局のところは、「迫害」があるかないかの判断にかかっているものと考えられる面があり、難民であるか否かの認定がかならずしも裁量を完全に排除した行為であるとは言い難いところがある。しかし、同じ入管法のなかに法務大臣の権限として規定され、自由裁量行為であると一般に理解されている例のいくつかと比較してみると、例えば、第12条では「特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき」、第21条では「在留期間の更新を適当と認める相当の理由があるとき」といったような規定の仕方になっていて、法務大臣の裁量のはたらく処分であることが文言の上でもかなり明白になっている。これに対して、第61条の2第1項には、こうした要件規定は見当らず、その意味では、少なくとも、法務大臣の認定行為に裁量のはたらく可能性があることを正面から明らかにしてはいないということは確かである。さらに、難民条約の精神は各当事国が条約上の難民に該当する要件を備えた外国人に対してできるだけ一律・公平に一定の保護を与えることを予定しているものと考えられ、こうした精神に忠実な国内法制を設けようとするならば、難民の認定という行為は、一定の事実が確認されれば難民の認定が行われるという、すぐれて覇制的な処分として性格付けることが望ましいであろう。入管当局においても、基本的にはこうした考え方に立って、難民の認定行為は、個々の外国人が難民条約に定める難民の要件に該当する

事実を具備するか否かの事実の当てはめ行為であり、そこには法務大臣の自由裁量の余地はほとんどない、との見解を採っている。難民の認定には裁量の余地がないという考え方は、また、日本政府の難民問題に関する対応ぶりを注視する国際社会へ向けての説明としても、非常に分かり易いという長所がある。

このように、法務大臣の難民認定は裁量行為ではなく、法務大臣は、申請者が難民の要件に該当する事実を具備すると認めるときは、難民の認定をしなければならないのである。法第61条の2第1項の規定の意味はいちおうこのように解すると、その場合でも若干の問題点に留意する必要がある。ひとつは、申請者が難民の要件に該当する事実を具備すると認めるか認めないかということは、かならずしも純粋な事実の当てはめ行為とは言えないのではないか、という点である。前章で既に見たとおり、ヨーロッパにおける難民問題には、その基本的な性格のひとつとして、いわゆる東西対立のなかでの西側による東側向けの政治的な姿勢のあらわしかたにこれが使われているという面があり、難民問題のこうした政治的性格というものは、我が国の場合でも例外ではなく、純粋に人道的な立場からのみこの問題に対応するのは難しいのではなからうか。すなわち、同じような客観的条件を具備する外国人A及びBがあり、双方から難民認定の申請があった場合に、Aは我が国にとって友好的な国の国民であり、Bは非友好国の国民であるとすれば、我が国としては、Bの難民認定は比較的自由に行えるとしても、Aの難民認定にはやや慎重にならざるを得ないということがありえよう。こうした場合の現実的な対応としては、Aについては難民の要件に該当する事実を具備するとは認められないとして認定は拒否、Bについてはそうした事実があると認めて難民認定を行う、といった処理の仕方になってあらわれる可能性が否定できないように思われる。こう考えてみれば、難民の要件に該当する事実を具備すると認めるか否かは、それほど単純な事実の当てはめ行為というわけではなく、若干微妙な要素を伴った問題のようである。こうした問題点をふまえたうえで、法務大臣の難民認定という行為は事実の当てはめ行為であって裁量行為ではない、との立場を把握しておくことが必要である。裁

量の余地がほとんどないという表現が用いられるのも、こうした意味合いが含まれたものと理解してよいであろう。

法務大臣の難民認定が裁量行為ではないとすることにかかわるもうひとつの問題点は、法務大臣の認定行為と裁判との関係である。すなわち、法務大臣が、ある難民認定申請について、難民の要件に該当する事実を具備するとは認められないとして、難民の認定を拒否した場合に、申請者がこれを不服として裁判所の判断を仰ぐこととすれば、裁判所ではこれを直ちに違法・適法の問題として審判することとなる、という点である。在留特別許可や在留期間更新許可などの処分のように法務大臣の自由裁量行為だとされている場合には、行政訴訟が提起されたとしても、原則的には裁判所が法務大臣の処分は違法だとして取消の判決をすることは考えられず、おおむね当・不当の問題だとして処理されることになる。しかし、難民認定行為は、裁量の余地がないものであるから、裁判ではつねに違法か違法でないかが判断され、当・不当の問題として扱われることは原則としてありえないことになる。したがって、法務大臣の難民認定拒否処分にかかる裁判では、法務大臣が難民の要件に該当する事実を具備するとは認められないと判断した事案について、裁判所が難民該当性を判断し、場合によっては、難民の要件に該当する事実があるにもかかわらず法務大臣が難民の認定をしないのは違法だとして、法務大臣による難民認定拒否処分の取消を命ずる判決を下す可能性がある。そして、裁判所のこうした判決が確定すれば、法務大臣はこれに拘束されることになるので、既に行った拒否処分を取り消して、あらためて難民の認定を行わなければならないことになる。こうしてみると、難民認定処分というのは、実質的には裁判所が行うこともありうるわけであり、入管行政上の多くの自由裁量処分と比較して、非常に異質な性格をもつものだということが言えるのである。

## 2 難民の要件

法務大臣は、上にみたとおり、難民の要件に該当する事実を具備すると認めるときには難民の認定をしなければならないが、ここでいう難民の要件を定めているのは難民条約及び難民議定書である（法第2条3の2）。これにつ

いては、既に度々ふれたが、ここで再び簡単にまとめ直しておくこととしよう。

難民条約・議定書が定義する難民の要件を簡潔にまとめると、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見、以上の理由の何れかにより本国（無国籍者にあつては常居所国）において迫害を受ける十分に根拠のあるおそれが存在し、そのために外国に逃れている者であつて、そのようなおそれのために本国の保護を受けることができず又は受けることを望まないもの（無国籍者にあつては常居所国へ戻ることができず又は戻ること望まないもの）ということになる。この定義のなかで最も決定的な要素は、迫害のおそれという概念である。迫害とは、国家による生命、身体又は自由の侵害又は抑圧及びその他の人権の重大な侵害を指し、具体的には、殺害、不当な拘禁、不当に重い加刑のほか、すべての生活手段の剥奪等も迫害を構成するものと考えられる。したがって、迫害とはかかわりなく保護が問題となる人々—例えば、戦争、天災、貧困、飢饉等から逃れようとする人々—は、難民条約・議定書上の難民には該当しない。

### 第3節 難民認定の方式

法務大臣は、難民の認定をしたときは、当該外国人に対し、難民認定証明書（施行規則別記第75条様式）を交付し、認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面でその旨を通知（通知書—施行規則別記第76号様式）する（法第61条の2第3項）。

難民認定証明書の交付又は難民認定をしない旨の通知書の交付は、申請者の出頭を求めて行う扱いとなっている（事務取扱要領第5章第17）が、法務大臣の難民認定又はこれをしない決定は、難民認定証明書の交付又は難民認定をしない旨の通知書の交付により処分としての効力を生ずる。

なお、難民の認定を受けられなかった者で、法務大臣のした難民の認定をしない処分不服があるものは、裁判所に対して司法救済を求めることができるのは当然のこととして、法務大臣に対して異議を申し出ることでもできる（法第61条の2の4）。これについては、後に述べる。

## 第4節 難民調査官の事実調査

### 1 難民調査官の調査

法務大臣は、難民認定申請のために申請者から提出された資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合その他難民の認定に関する処分を行うために必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる（法第61条の2の3第1項）。

難民認定の可否は、申請者が提出した資料に基づいて決せられることになっており、難民であることの举证責任は、申請者の側にある。これについては既に本章第1節で述べたとおりであるが、迫害から逃れてきた者が、証拠類の不足、精神的動揺、言葉の障害等のため十分な立証を尽くせない場合が少なくないと考えられる。しかし、難民であるか否かは、難民条約に定める事由により迫害を受けるおそれがあるかどうかという事実の存否にかかるとのであるから、難民該当性の立証が十分でないことのみをもって直ちに難民の認定をしないこととしたのでは、適正な難民の認定は確保できなくなるおそれが大きい。そこで、このような場合には、申請者の申し立てる事実の有無について、職権による調査を行い、必要があれば申請者に更に立証の機会を与えることとするのが相当である。一方、難民の認定を受ければ、入管法上は、永住許可の要件が緩和され、難民旅行証明書の発給を受けられ、あるいは退去強制手続において法務大臣が在留特別許可を与えるかどうかの判断につき有利な立場におかれるばかりでなく、法務大臣の認定を尊重して関係省庁が与えることとなる各種の保護措置を享受し得ることとなるため、難民の要件に該当する事実を具備していない者を誤って難民と認定するようなことのないよう、申請者の陳述や提出した資料等について十分な裏付けをとるとともに、難民条約第1条Fに掲げる欠格事由（すなわち、平和に対する犯罪、戦争犯罪、人道に対する犯罪などを行ったことや国連の目的・原則に反する行為を行ったこと等）がないかどうかについても調査する必要がある。このように、適正な難民の認定を行うためには、職権による事実の調査が不可欠なのである。

## 2 難民調査官の指定

難民認定に関する事実の調査を行う難民調査官は、法務大臣が入国審査官のなかから指定する（法第2条12の2）。

難民認定に関する事実の調査は、申請者の提出する資料の信憑性を評価し、さらに疎明を求めるべきはこれを求め、自ら調査を行うべきはこれを行った上で、法務大臣が難民条約・議定書に定める要件を申請者が満たしているかどうかについてのあてはめを行える程度に事実を確定するものである。申請者は書類その他の証拠によって自らの陳述を補強することができないような場合も少なくはないものと思われるが、このような場合に、どのような角度からの調査を行うことにより申請人の陳述の信憑性を測り得るかについて適確に判断すること、主要な事実についての誤りや隠べいがあり得るかどうかを見きわめることなど、難民の認定に関する調査を行う職員には、難民条約等だけでなく難民のおかれている状況についても、十分な識見や経験が不可欠である。また、難民の認定に関する調査に当たる職員は、難民であることを主張する外国人と接触する機会も多く、調査の際の取扱いが諸外国のそれと比べて著しく均衡を失っている場合には、我が国の難民対策それ自体が非難をこうむることにもなりかねないので、先進国における難民の取扱いに十分な知識を有していなければならぬばかりでなく、我が国に在留中に本国で起きた政変等のために難民としての保護を求める外国人もありうることから、国際情勢の変動に留意し、難民問題の発生と背景に十分な理解を有する必要がある。

こうした見地から、難民の認定に関する調査を行わせる職員としては、入国審査官又は入国警備官に新たな権限を単純に追加するというかたちではなく、一種の専門職的な性格を有するものとして難民調査官を設け、入国審査官のうちで難民問題について十分な経験と識見を有する者をこれにあてることとされたのである。

## 3 調査の方法

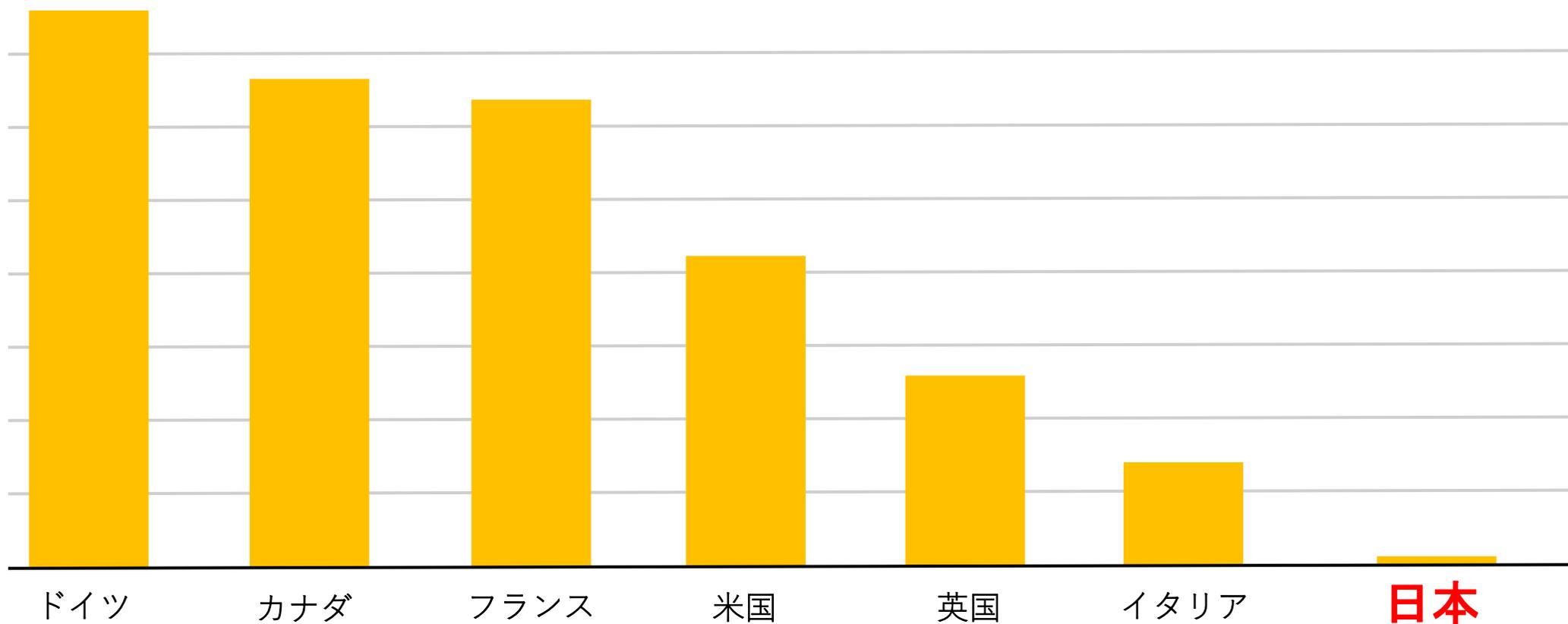
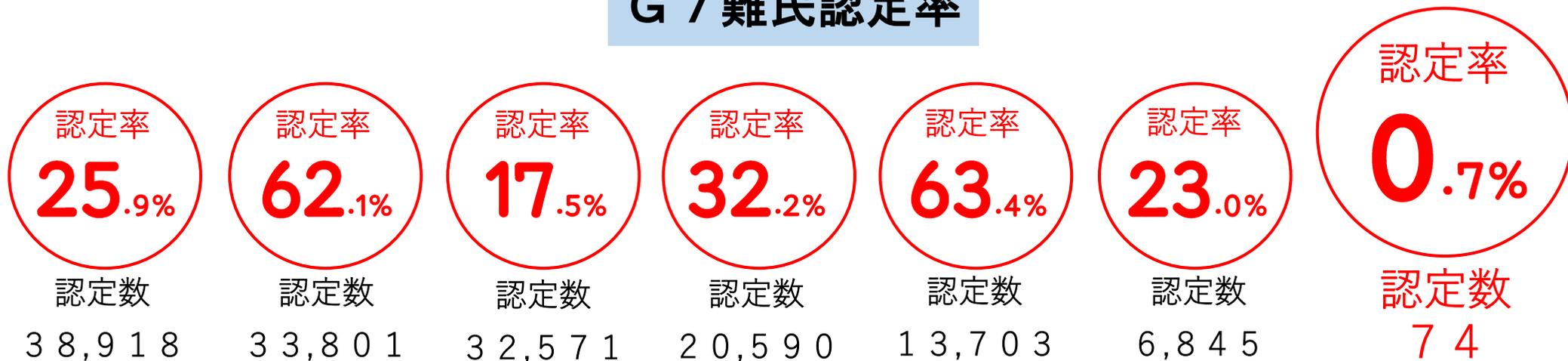
難民調査官は、事実の調査のために必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提出を求めることができる（法第61条の2

の3第2項）。難民調査官は、また、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることもできる（同条第3項）。

難民調査官の調査の方法として入管法に規定されているのは、上記のとおりであるが、このほか、申請者に対し出頭を求め、質問をし、若しくは更に弁明の機会を与えることをはじめ、専門的事項について専門家の意見を徴することなど、強制にわたらない限り調査の方法に制限はない。また、難民調査官が照会して報告を求めることができる「公務所又は公私の団体」のうち特に密接な関係があると思われるのは、外務省（難民であるか否かは主として外国で生じた事件・事象によるので、外務省の外国情報が頼みになる）、警察庁（我が国に入国する前に重大な非政治的犯罪を犯した者は難民として扱わないことになっているので、警察の諸外国における犯罪情報の提供を受けることが必要となる）、国連難民高等弁務官事務所などである。なお、この公務所又は公私の団体への照会は、難民調査官ばかりでなく、法務大臣自らも行うことができる。

ここで、国連高等弁務官（United Nations High Commissioner for Refugees — UNHCR と略称）について若干述べておこう。国連難民高等弁務官事務所（Office of UNHCR）は、難民に国際的な保護を提供し、難民問題の恒久的解決を図ることを目的として、1949年の第4回国連総会においてその設置が決定された。そして、翌年の第5回総会で同事務所規程が採択された。UNHCRの任務としては、①難民の保護のための条約の締結を促進し、その適用を監督すること、②難民の生活状況を改善し、保護を必要とする難民の数を減少すること、③各国政府又は民間が難民の自発的帰国及び定住促進のために行っている努力を援助すること、④各国による難民の受入れを促進すること、⑤各国の領域内にいる難民の生活状態、数及び関連国内法に関する情報を収集すること等となっている。UNHCRの職務の対象となる難民は、原則的には難民条約・議定書にいう難民と同じなのであるが、同事務所設立後に発生した新たな事態により国際的保護を必要とする多数の人々が生じたため、累次の国連決議によってUNHCRの権限の及ぶ人的範囲はいわゆる条約難民以外の者にも拡大されてきている。

# G7 難民認定率



出典：難民支援協会及び UNHCR 資料より山添拓事務所作成